
第 7 章 土 壌 汚 染

1 土壌汚染の概況

土壌が有害物質により汚染されると、その汚染された土壌を直接摂取したり、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等により、人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

全国的に見ると、近年、企業の工場跡地等の再開発等に伴い、重金属類、揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化してきており、汚染状態が土壌汚染対策法の基準に適合しない土地（要措置区域または形質変更時要届出区域）は年々増加していますが、令和5年度末における本市の形質変更時要届出区域は19件となっています。

2 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法（以下、この章において「法」という。）は、土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るため、土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とするもので、平成14年5月に制定されました。法の対象物質（特定有害物質）とその基準は、表7-2のとおりです。

しかしながら、近年、法に基づかない土壌汚染の発見の増加や汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散といった問題点が全国的に発生したことから、平成22年4月に法が改正され、土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による措置の内容の明確化、汚染された土壌の適正処理の確保に関する規定の新設等が盛り込まれました。

さらに、平成30年4月に法が改正され、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等、リスクに応じた規制の合理化等が盛り込まれました。

改正後の法の概要は、図7-2のとおりです。

3 法に基づく報告状況

令和5年度は、法第3条に基づく調査報告が4件、法第4条に基づく調査報告が2件ありました。

表7-2 土壌汚染対策法の対象物質と基準

特定有害物質 (法第2条)		指定基準(土壌汚染対策法施行規則第31条)	
		[直接摂取によるリスク] 土壌含有量基準	[地下水等の摂取によるリスク] 土壌溶出量基準
クロロエチレン	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物		検液1Lにつき0.002mg以下であること
四塩化炭素			検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン			検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン			検液1Lにつき0.1mg以下であること
1,2-ジクロロエチレン			検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン			検液1Lにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン			検液1Lにつき0.02mg以下であること
テトラクロロエチレン			検液1Lにつき0.01mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン			検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン			検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン			検液1Lにつき0.01mg以下であること
ベンゼン			検液1Lにつき0.01mg以下であること
カドミウム及びその化合物	(第2種特定有害物質) 重金属等	土壌1kgにつき45mg以下であること	検液1Lにつき0.003mg以下であること
六価クロム化合物		土壌1kgにつき250mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること
シアン化合物		遊離シアンとして土壌1kgにつき50mg以下であること	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物		土壌1kgにつき15mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
うちアルキル水銀			検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物		土壌1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物		土壌1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
砒素及びその化合物		土壌1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
ふっ素及びその化合物		土壌1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物		土壌1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
シマジン	(第3種特定有害物質) 農薬等		検液1Lにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ			検液1Lにつき0.02mg以下であること
チウラム			検液1Lにつき0.006mg以下であること
PCB			検液中に検出されないこと
有機りん化合物			検液中に検出されないこと

(注) 本市においては市長。

調 査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(法第3条)
- 法第3条第1項ただし書きの確認に係る土地について、一定規模(900m²)以上の土地の形質変更の届出時(法第3条)
- 一定規模(3,000m²)以上の土地の形質変更の届出(現に有害物質使用特定施設を設置している土地にあっては900m²以上)の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事^(注)が認めるとき(法第4条)
- 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事^(注)が認めるとき(法第5条)

- 自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事^(注)に区域の指定を申請(法第14条)

土地の所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関(環境大臣が指定)に調査を行わせ、その結果を都道府県知事^(注)に報告しなければならない。

土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

- ◎ 都道府県知事^(注)が指定・公示(法第6条または11条)するとともに、台帳に記載して公共に閲覧(法第15条)
- ◎ 汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

① 要措置区域(法第6条)

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 汚染の除去等の措置を都道府県知事^(注)が指示(法第7条)
※ 立入禁止、舗装、盛土・土壌入換え、封じ込め、汚染土壌の除去 など
- 土地の形質変更の原則禁止(法第9条)

② 形質変更時要届出区域(法第11条)

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)

- 土地の形質変更時に都道府県知事^(注)に計画の届出が必要(法第12条)

(摂取経路の遮断が行われた場合)

汚染土壌の搬出等に関する規制

- 要措置区域または形質変更時要届出区域の区域内の土壌の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理の委託義務に違反した場合の措置命令)
- 汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- 汚染土壌の処理業の許可制度、処理基準、改善命令、廃止時の措置義務

図7-2 土壤汚染対策法の概要